

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 福祉部 障害福祉課 障害者在宅サービス係
 問合せ先 03 - 5803 - 1212

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	心身障害者(児)団体バス借上経費補助金									
根 拠 規 定 等	文京区心身障害者(児)団体バス借上経費補助事業実施要綱									
創 設 年 月	昭和	53	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	46年	終了予定年月		
見 直 し 年 月			年		月	経過年数 〔自動計算〕				
見 直 し の 内 容										
予 算 科 目	款	項	目		大事業		中事業		計画事業番号	
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	1 心身障害者福祉事業費		3 心身障害者福祉団体等の育成		1 バス借上費補助			
補 助 金 の 種 別	☒ 奨励的補助 ☒ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	区内在住の障害者・児とその保護者によって構成される団体の運営事業費の一部を補助することで、障害者とその保護者間の交流を深める機会を提供し、福祉増進を図る。					
補助事業等の内容	区内在住の障害者・児とその保護者によって構成される団体が、バスを利用して事業を行ったときのバス借上経費の一部を助成する。					
補助対象経費の内容	バス1台では、6万円まで実支出額とし、6万円を超える部分は2分の1を加算し、12万円を限度とする。2台以上では、20万円を限度とする。					
補助事業者等	☐ 区民 ☒ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☐ 事業者 ☐ その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕					
補助金の算出	☐ 定率（補助率） ☐ 定額（補助額）					
	☐ 補助単価（補助単価 単位） ☒ その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 バス1台(A額=6万円以内)=A額、 バス2台(B額)=6万+(B額-6万円)÷2=20万円(限度) バス1台(C額=6万円を超える)=6万+(C額-6万円)÷2=12万円(限度) 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	ホームページで募集					
実績報告書時における 使途の確認方法	☒ 領収書 ☐ 契約書 ☒ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他（参加者名簿）					
補助・単独の状況	☐ 区単独	負担割合	区 3/4	国 1/6	都 1/12	補助対象者
	☒ 補助(区上乗せ無し)	上乗せの 内容・理由				
	☐ 補助(区上乗せ有)					

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	2
決算(予算)額	118	118	115	240
国庫支出金	0	0	0	44
都支出金	0	0	0	22
その他	0	0	0	0
一般財源	118	118	115	174
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	当該補助金により、事業が実施され障害者やその保護者間の交流が深まることで、同じ悩みを抱える者の共有の場となっている。
課題	新型コロナウイルス感染拡大以降、交付件数の少ないことが課題となっている。また、昨今の燃料費の高騰及び運転者不足による貸切バスの運賃が見直しされたことに伴い、助成額の見直しが必要である。
今後の方向性	団体のニーズを調査し、事業変更も視野に入れる必要がある。